

後期高齢者医療または国民健康保険の

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

更新申請は 8月31日まで

現在交付されている限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっております。

平成21年8月以降も認定が可能な方には、7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、引き続き必要な方は、8月31日までに申請を行って下さい。(認定証は申請を行った月の初日から

有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない空白の月が生じることになります。)

なお、現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、申請日から食事代が更に減額されます。

保険証のサイズが変わります

町広報紙6月号でお知らせしましたとおり、従来より大きいサイズの後期高齢者医療の保険証を7月中旬に送付します。7月末までに届かない場合は、健康増進課医療保険班までお問い合わせください。

■問い合わせ
健康増進課
医療保険班
☎ 77-5502

- 申請場所 健康増進課医療保険班、総合支所または出張所
- 必要なもの
- ・保険証
- ・現在交付されている平成20年度の認定証
- ・現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類(病院の領収書など)

公の施設の指定管理者を募集します

町では、次の公の施設について、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の公募を予定しています。7月下旬ごろ募集要項等を、下記各担当課・担当支所および町ホームページ等で公表します。

【指定管理者制度とは】
従来の管理委託制度とは異なり、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、コストの節減等を図ることを目的とするものです。



No 3: 周防大島町サン・スポーツランド片添等



No 1: 周防大島町久賀歴史民俗資料館等



No 4: 周防大島町陸奥野営場等



No 2: 日本ハワイ移民資料館



No 5: 周防大島町総合交流ターミナル

No	施設の名称	担当課	問い合わせ
1	周防大島町久賀歴史民俗資料館	久賀教育支所	☎0820 (72) 2271
	周防大島町町衆文化伝承の館		
	周防大島町町衆文化の薫る郷公園		
2	日本ハワイ移民資料館	大島教育支所	☎0820 (74) 5300
3	周防大島町サン・スポーツランド片添	商工観光課	☎0820 (79) 1003
	周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド		
	周防大島町青少年旅行村		
4	周防大島町陸奥野営場	商工観光課	☎0820 (79) 1003
	周防大島町立陸奥記念館		
	周防大島町なぎさ水族館		
5	周防大島町総合交流ターミナル	商工観光課	☎0820 (79) 1003
6	竜崎温泉潮風の湯		



No 6: 竜崎温泉潮風の湯

(注) 公募は、No.1～6の施設をそれぞれ1件として募集する予定です。